


所管部課		企画財政部 企画課	部長	田代 雄己	
件名		東大和市総合計画策定本部要綱について			
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
(1) 目的 平成34年度を初年度とする東大和市第三次総合計画（東大和市第三次基本構想及び東大和市第五次基本計画）の策定事務の円滑な推進を図るため、東大和市総合計画策定本部を設置する。					
(2) 所掌事務 本部は、①総合計画の策定事務の推進に関すること、②その他市長が必要と認める事項を所掌する。					
(3) 組織 ア 市長、副市長、教育長、部長、議会事務局長及び参事で組織する。 イ 本部長は市長とし、副本部長は副市長及び教育長とする。 ウ 本部長は、本部の下に部会を設置することができる。					
(4) 施行日等 決裁日から施行し、平成34年3月31日をもって、その効力を失う。					
(5) 影響及び効果 東大和市第三次総合計画を円滑に策定することができる。					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに制定手続を進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。